

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年3月31日

火曜日

号外(2)

目次

規則

○富山県行政組織規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月31日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第26号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表総合政策局の項中「冬季スキー国体推進班」を「武道館等整備班」に改め、同表経営管理部の項中「電子県庁推進班」を「電子県庁推進班 5G未来創造班」に、「広報係」を「ブランド戦略推進班」に改め、同表生活環境文化部の項中「芸術文化係 シアター・オリンピックス推進班」を「芸術文化係」に改め、同表厚生部の項中「子ども育成係 青少年係 家庭福祉係」を「家庭福祉係 子ども育成推進班」に改め、同条第2項中「地域振興・中山間対策室」を「地方創生・中山間対策室」に改め、同条第3項の表中「並行在来線・広域交通対策班」を「広域交通対策・LRT化検討班」に改める。

第9条第17号中「地方創生」を「持続可能な開発目標（SDGs）」に改める。

第12条の2第4号中「冬季国体スキー競技会」を「武道館等の整備」に改める。

第12条の2の4の見出しを「（地方創生・中山間対策室）」に改め、同条各号列記以外の部分中「地域振興・中山間対策室」を「地方創生・中山間対策室」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 地方創生に関すること。

第12条の2の5に次の1号を加える。

(3) サテライトオフィスの誘致に関すること。

第15条の2に次の1号を加える。

(7) とやまブランドの推進に関すること。

第77条第2号中「嘱託職員、臨時雇用者等の賃金の支払」を「会計年度任用職員等の給与の支給」に改める。

第79条の表富山県文化審議会の項の次に次のように加える。

富山県美術館運営委員会	博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第2項の規定に基づき、富山県美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに係る事務	富山県美術館
富山県水墨美術館運営委員会	博物館法第20条第2項の規定に基づき、水墨美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに係る事務	水墨美術館
富山県立山博物館運営委員会	博物館法第20条第2項の規定に基づき、立山博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに係る事務	立山博物館

第79条の表富山県卸売市場審議会の項を削る。

第80条の2第3号中「こと」の次に「（サテライトオフィスの誘致を含む。）」を加える。

第107条第5項第1号中「庁舎」を「公印並びに庁舎」に改める。

第120条第2項に次の1号を加える。

(5) 気候変動適応に関すること。

第174条中「がん研究部」を「研究企画部」に、「化学部及び環境保健部」を「及び化学部」に改める。

第175条第2項を次のように改める。

2 研究企画部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 研究、研修及び技術指導の企画調整に関すること。

- (2) 健康危機管理情報の収集、評価及び提供に関すること。
- (3) 先天性代謝異常及び染色体異常の調査研究に関すること。
- (4) 環境変化の人体に及ぼす影響の調査研究に関すること。
- (5) がん及び生活習慣病予防のための調査研究に関すること。

第 175条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (3) 衛生動物の調査研究に関すること。

第 175条第 6 項を削る。

第 182条の表中

医療局	診療部	内科 内科・和漢リウマチ科	
-----	-----	------------------	--

を

医療局	診療部	内科 腎臓・高血圧内科 循環器内科 血液内科 呼吸器内科 消化器内科 内分泌・代謝内科 感染症内科 腫瘍内科 リウマチ・和漢診療科	
-----	-----	--	--

に、「研修部」を「研究研修センター部」に、「救命センター科」を「救急科」に、

	緩和ケアセンター部	緩和ケア科	
--	-----------	-------	--

を

「	緩和ケアセンター部	緩和ケア科	」
「	遺伝診療部	遺伝診療科	」

に改める。

第183条第4項中「医療安全部感染症対策室」を「医療安全部感染対策室」に改め、同条第5項中「救命救急センター部救命センター科」を「救命救急センター部救急科」に、「及び緩和ケアセンター部緩和ケア科」を「、緩和ケアセンター部緩和ケア科及び遺伝診療部遺伝診療科」に改め、同条第10項中「研修部研究・研修室」を「研究研修センター部研究・研修室」に改め、同条第11項中「研修部臨床研修室」を「研究研修センター部臨床研修室」に改める。

第199条第3号中「こと」の次に「(サテライトオフィスの誘致を含む。)」を加える。

第326条第1項の表中

「	総合政策局長	総合政策局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	」
---	--------	---------------------------	---

を

「	政 策 監	部局横断的な特命事項をつかさどる。	」
「	総合政策局長	総合政策局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	」

に改め、「地域振興・中山間対策室長」を「地方創生・中山間対策室長」に、「地域振興・中山間対策室の」を「地方創生・中山間対策室の」に改める。

第327条第1項の表中「助教授」の次に「、特任教授」を加える。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第79条の表富山県卸売市場審議会の項を削る改正規定は、同年6月21日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の表の左欄に掲げる室の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室の職員となるものとする。

この規則の施行前の室の名称	この規則の施行後の室の名称
総合政策局地域振興・中山間対策室	総合政策局地方創生・中山間対策室

- 3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる室の主幹、副主幹、主査又は主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる室の主幹、副主幹、主査又は主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
総合政策局地域振興・中山間対策室長	総合政策局地方創生・中山間対策室長
観光・交通振興局総合交通政策室並行 在来線・広域交通対策班長	観光・交通振興局総合交通政策室広域 交通対策・L R T化検討班長
中央病院医療局診療部内科・和漢リウ マチ科医長	中央病院医療局診療部リウマチ・和漢 診療科医長
中央病院医療局研修部長	中央病院医療局研究研修センター部長
中央病院医療局研修部研究・研修室長	中央病院医療局研究研修センター部研 究・研修室長
中央病院医療局研修部臨床研修室長	中央病院医療局研究研修センター部臨 床研修室長
中央病院医療局救命救急センター一部救 命センター科医長	中央病院医療局救命救急センター部救 急科医長

(人 事 課)

